

防犯機器電気料補助金（説明書）

令和6年度より、防犯機器電気料補助金の補助額・スケジュールが変更になりました。

補助金額

毎年度、その時の電気料金に応じて補助額を決定し11月頃に通知します（毎年度補助額が変動）。

スケジュール

交付申請はこれまで年度初め（4～6月）に提出いただいていたましたが、令和6年度より、補助額の通知後、11～1月に提出いただきます（下表参照）。

■令和6年度防犯機器電気料補助金の流れ

令和6年11月	補助額決定通知書の受領 交付申請書等様式書類の受領 《直接、町内会・自治会等地域団体に配付》
令和6年11月～ 令和7年1月	<u>交付申請書の提出</u> ① 交付申請書（第1号様式） ② 所在地一覧（第2号様式） ③ 設置場所略図
令和7年2月	交付決定通知書の受領 実績報告書等様式書類の受領 《直接、町内会・自治会等地域団体に配付》
令和7年3月	<u>実績報告書等の提出</u> ① 実績報告書（第4号様式） ② 請求書（第6号様式） ③ 3月分の電気代領収書の写し （提出日までに届かない場合は2月分で可） ④ 振込口座の通帳の写し （口座名義人がカタカナで記入してあるページ）
令和7年4月～5月	補助金振込み、受領

※ は町内会等、地域団体で行っていただく部分です。

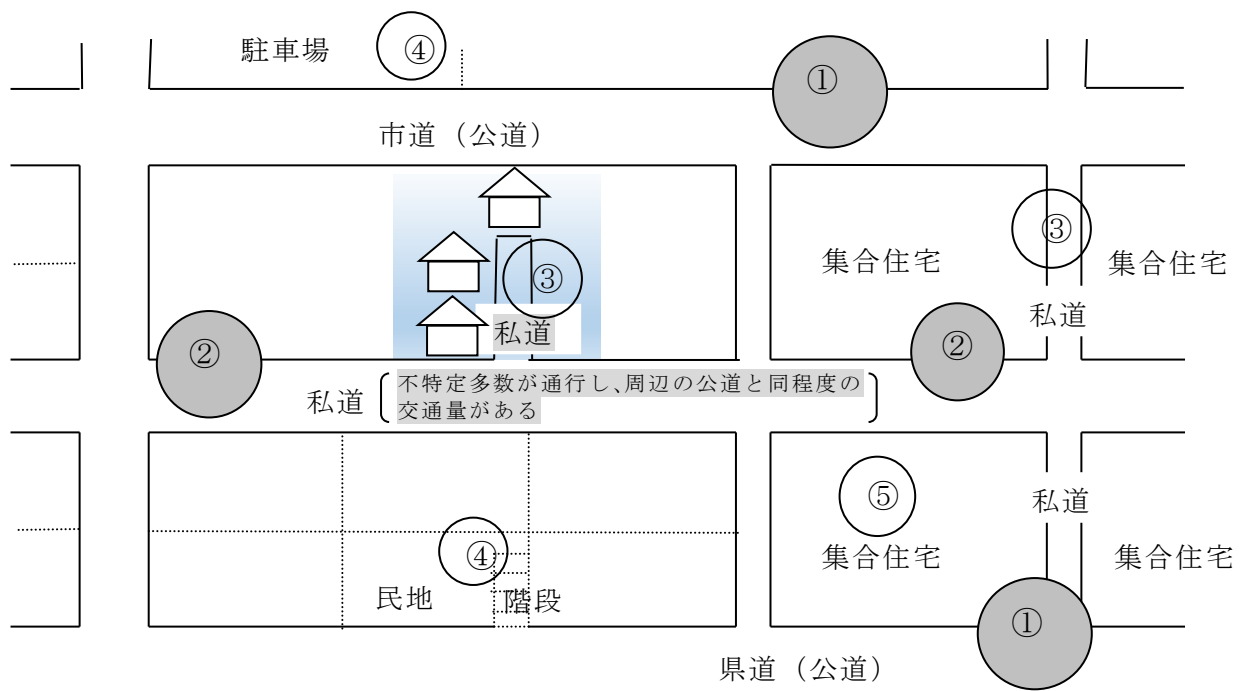
■補助金の交付対象となる防犯機器について

1 防犯カメラ

その年度の4月1日～3月31日の間、設置している防犯カメラ（街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を使用して設置した防犯カメラに限る）。

2 防犯灯

①	その年度の4月1日～3月31日の間、公道を照明するもので、照明の範囲の2分の1以上が公道	補助対象
②	その年度の4月1日～3月31日の間、私道、民地内通路を照明するもので、次の(1)(2)ともに当てはまるもの (1)居住者のみに限らず、不特定多数の通り道となっている通路を照明するもので、照明の範囲の2分の1以上が通路上にあるもの (2)周辺の公道と同程度の不特定多数の通行量があるもの	
	上記条件を満たしていても、次のものは除外します 広告や営業用のもの、年度途中に新設・廃止等したもの、他の電灯料補助を受けているもの	補助対象外
③	私道、民地内通路（主に居住者の通り道となっているもの）を照明するもの	
④	私道、民地内において、駐車場照明灯・廊下灯・階段灯など居住者の利便のために設置しているもの	
⑤	会社、工場、学校及び集合住宅構内の保安のために設置しているもの	

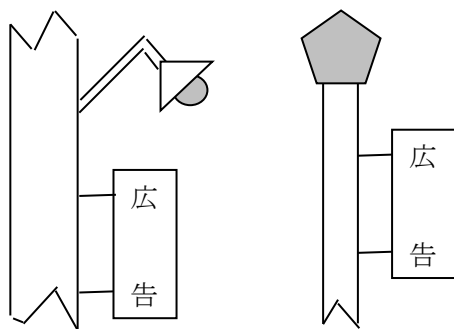


広告・広告灯がついた防犯灯

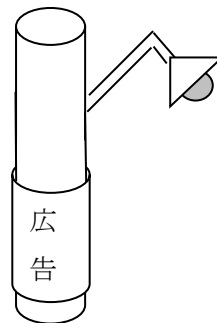
<補助防犯灯とすることができる>

犯罪多発等の要因で防犯上必要があるもの

ア 灯器と広告が分離できるもの

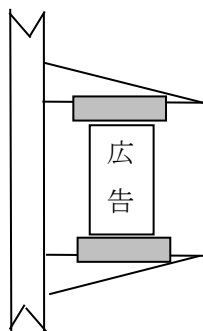
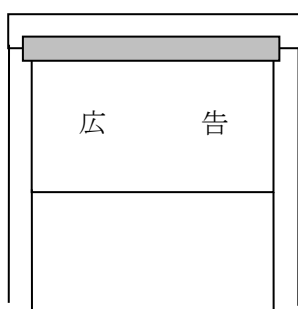


イ 電柱自体に広告があるもの

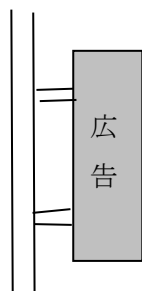


<補助防犯灯としない>

ア 灯器と広告が組合せの構造となっているいわゆる添加広告街灯



イ 灯器内蔵の広告灯



 : 灯器部

■補助金の交付の対象者について

- 1 **防犯カメラ** 街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）を使用して防犯カメラを設置した団体
- 2 **防犯灯** 住民の大多数で構成している住民自治組織、組、学区防犯協会、また、スポーツ市民局地域商業課から補助金交付を受けていない商店街振興組合等、集合住宅内の住民組織及び独立行政法人都市再生機構が対象となります。

■補助金を受領するための口座の開設

補助金を受領するため新規に口座を設ける場合は、団体ごとに金融機関で開設してください。口座の名義は、申請団体名（例えば〇〇町内会）と申請団体の長又は会計責任者（例えば会長〇〇又は会計〇〇）としてください。

【銀行によっては口座名義のフリガナ表記を団体名のみで登録可能】

上記のように、口座名義人は、町内会・自治会名と会長名又は会計名等で登録されますが、フリガナ表記を、会長名等を省略し町内会及び自治会名のみで登録し振込みできる銀行があります。銀行によってはこの取扱いがない所もありますので、詳しくは銀行窓口へお問合せください。

■ご注意ください

①防犯機器設置場所略図と防犯機器所在地一覧（第2号様式）に記載されている電柱番号が一致していない場合、補助金をお支払いすることができなくなることがありますので、提出前にご確認ください。

②補助金交付申請書（第1号様式）に記載されている団体名と補助金実績報告書（第4号様式）及び補助金請求書に記載されている団体名に相違がある場合、補助金のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

③下記の事由により補助金のお振込みができないことがありますので、ご注意ください。

ア 補助金請求書の口座名義人のカタカナ表記に誤りある場合。
読み方等に十分ご注意ください、一字一句正確にご記入ください。

イ 請求書提出（3月）以後に口座名義人を変更した場合。
口座名義人不一致となり振込できません。 **4～5月の振込を確認してから変更をお願いします。**

なお、振込前に変更された場合は、その旨下記までご連絡ください。

④交付申請書・実績報告書・請求書への押印は、不要となりました。

●交付申請書・実績報告書のご提出、お問合せは…

守山区役所地域力推進課（区役所3階35番窓口） 岡本・井川

Tel 7 9 6 - 4 5 2 1 Fax 7 9 6 - 4 5 0 8

メール： a7964520@moriyama.city.nagoya.lg.jp